

訪問介護報酬引上げの再改定を早急に行うことを求める意見書

令和6年4月の改定において訪問介護の基本報酬が引き下げられたことに事業所や利用者から不安の声が広がっている。高齢者の在宅介護を支えてきた訪問介護事業所が、令和元年度から令和5年度の5年間で全国8,648か所が廃止、うち新潟県では88か所にも及び、サービス提供効率の悪い中山間地などの事業所で大量に廃止となっている。今回の引下げで、とりわけ小規模・零細事業所が経営難に陥り、在宅介護の基盤が壊滅的になる恐れがある。

独居や家族による在宅介護を支えている訪問介護分野での人手不足は深刻で、ヘルパーの給与は常勤でも全産業平均を月額約6万円も下回り、有効求人倍率は令和4年度で15.5倍と異常な高水準となっている。このままでは介護人材の確保はますます困難になり、施設入所は数年待ち、在宅生活も困難という「介護崩壊」に陥る危険がある。

よって、国会及び政府におかれては、下記の措置を講じられるよう強く要請する。

記

- 1 訪問介護報酬引上げの再改定を早急に行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月27日

新潟県村上市議会

内閣総理大臣 岸田 文雄 殿
財務大臣 鈴木 俊一 殿
厚生労働大臣 武見 敬三 殿
衆議院議長 額賀 福志郎 殿
参議院議長 尾辻 秀久 殿